

柏崎市福祉保健部所管3計画策定支援業務委託契約
共通仕様書

1 業務名称

本業務の名称は、柏崎市福祉保健部所管3計画策定支援業務委託とする。

2 適用範囲

本仕様書は、柏崎市福祉保健部所管3計画策定支援業務委託に適用する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日まで

4 目的

「柏崎市福祉保健部所管3計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）は、令和9（2027）年度を計画期間初年度とする「柏崎市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」「第五次柏崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「第六次柏崎市障がい者計画・柏崎市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の策定を一体的に行うものである。

これにより、計画間の整合性を高めるとともに、業務の円滑化、人的・経済的負担の軽減を図り、効果的かつ効率的な計画策定を実施することを目的とする。

5 業務区分名称等

本業務における業務区分及び業務担当は次のとおりとする。

業務区分名称	業務担当
柏崎市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務	介護高齢課 (高齢対策係)
第五次柏崎市地域福祉計画策定支援業務	福祉課（総務係）
第六次柏崎市障がい者計画・柏崎市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務	福祉課 (障害相談係)

6 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、柏崎市内全域とする。

7 策定スケジュール

各業務区分にある「スケジュール」のとおりとする。詳細な日程は、契約締結後に委

託者と受託者の協議により決定する。

8 業務内容

業務内容は、以下に示す事項のほか、各業務区分の仕様書のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の実施に先立ち、本業務を円滑かつ確実に実施するため、業務区分ごとに以下の関係書類を作成し、初回打ち合わせまでに提出すること。

- ア 実施方針
- イ 工程表
- ウ 実施体制
- エ 打合せ計画
- オ 実施計画

(2) 協議・打合せ

ア 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議・打合せを綿密に行うものとし、その内容については、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。また、協議・打合せの記録については、協議・打合せ終了後、7日以内に受託者は、委託者に提出することとする。

イ 本業務における協議・打合せは、業務区分ごとに示すスケジュールのとおり予定している。また、臨時的又は突発的に協議・打合せを行う必要が生じた場合には速やかに実施するものとする。

ウ 協議・打合せは、原則として柏崎市役所で行うものとするが、やむを得ない場合は、web会議等で行うものとする。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規程、本市の例規等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、本市と詳細な協議を行い、承認を受けた後、作業を進めるものとする。また、本市と綿密な連絡を取り、業務を遂行しなければならない。
- (3) 本仕様書は、本業務に必要な共通事項のみを示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。
- (4) 受託者は、業務委託期間中・業務委託期間終了後を問わず、業務上知り得た個人情報等を他に漏らし、又は不当な目的で使用してはならない。また、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止するため、厳重な保管に努めなければならない。

- (5) 受託者は、業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。また、資料の破損、汚濁、亡失のないよう取扱いには十分注意を払うこと。万一損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。また、第三者への貸与や複写はしてはならず、業務終了後速やかに返却しなければならない。
- (6) 受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて本市に報告し、承認を得た場合はこの限りではない。この場合において受託者は、本市に対して負担するものと同様の義務を再委託先に負わせるものとする。また、受託者は、再委託先の履行について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。
- (7) 業務完了後、成果品等に受託者の責めに帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (8) 受託者は、各業務の実施に当たって本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、本市の責めに帰すべき場合を除き、その賠償の責任を負うものとする。

1 0 契約の変更

受託者からの申出による業務内容等の変更に伴う契約の変更は、原則として行わない。ただし、受託者の責めに帰すことのできない理由により、事象が発生した場合等は、この限りでない。

1 1 著作権等の帰属

本業務の全ての成果品に係る著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。

1 2 その他

資料等の作成、資料等の郵送に係る費用、交通費等その他の経費は、委託料に含むものとする。